

～税務のチェックポイント Q&A20～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

火災保険の受取保険金に対する法人税と消費税の処理について

《内容》

A社は、当期において工場用建物が火災により全焼したため、火災保険金の支払を受け、当期にこの保険金の一部で新工場を建設しました。

この火災保険金は、損失補てんということから、法人税、消費税ともに課税されないと考えてよいのでしょうか。

『答』

法人税法においては、火災等の不慮の事故に伴い損失補てんという保険金の受取であっても、益金として課税対象になりますが、その受取った保険金で、焼失した工場用建物に代わる新工場を取得した場合には、圧縮記帳の適用により新工場売却時までの譲渡益課税の課税延期をすることができます。

これに対し、消費税法においては、保険金は保険事故の発生により受けるものであり、そもそも資産の譲渡等の対価に該当しませんから、課税対象になりません。

(解説)

1 法人税法上では、資本等取引以外の純資産増加の原因となる一切の収益が課税対象となり、臨時的、一時的な収入や対価性のない収入も全て益金に含まれます（法法22②）。

したがって、法人の所有資産が焼失したことにより保険会社等から支払を受ける保険金であっても、益金として課税対象になります。基本的に、火災という不慮の事故により支払を受ける保険金等であるという事情は考慮されません。

2 しかし、法人がその有する固定資産の滅失又は損壊により、その滅失又は損壊のあった日から3年以内に支払の確定した保険金等の支払を受け、その支払を受けた事業年度において、その保険金等をもってその滅失等した固定資産に代替する同一種類の固定資産（代替資産）を取得又は改良し、これらの固定資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理することにより減額するなど一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額

に算入する圧縮記帳の適用を受けることができます（法47）。

また、保険金等の支払を受けた事業年度に代替資産の取得又は改良ができない場合であってもその翌期首から原則として2年以内に代替資産の取得又は改良をする見込みであるときは、圧縮限度額の範囲内の額を特別勘定として経理し、損金の額に算入することができます（法48）。

この圧縮記帳制度は、特例的に火災等という不慮の事故に配慮したものと捉えられます。

3 これに対し、消費税の課税対象は、資産の引渡しやサービスの提供等であり（消法2①八、4）、その課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とされています（消法28①）。

ところで、ご質問の火災保険等の受取保険金は、一定の保険事故が生じたことに伴い支払われるものであり、資産の引渡しやサービスの提供の対価として受け取るものではないので、火災等の保険事故の発生は、資産の譲渡等に該当しないこととなります。この保険金等は、資産の譲渡等の対価に該当せず、課税対象になりません（消基通5-2-4）。

なお、保険料を対価とする役務の提供については、消費税は非課税ということですが（消法6①、別表第一、三）、これは保険料は非課税ということであって、保険事故の発生に伴い支払を受ける保険金まで非課税という意味ではありません。

上述したとおり、保険金の受領は非課税取引ではなく、いわゆる不課税取引（消費税と関係のない取引）ということですが、非課税取引とするか、不課税取引と考えるかによって、課税売上割合が違ってきますから留意する必要があります。

課税仕入れに該当するかどうかは、資産の譲受け等のために支出した金銭の源泉を問いません。保険金等を資産の譲受け等の代価に充てた場合であっても、その資産の譲受け等が課税仕入れに該当する限り、仕入税額控除の適用をすることができます（消基通11-2-10）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。